

ちばけん障害者社会参加推進センターだより

第6号

平成25年4月より現在の「障害者自立支援法」が改正され、「障害者総合支援法」となります。

☀ 法律の概要は、以下のとおりです ☀ ☀ (平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを、法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。
※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため、重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える。)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

「虐待のない社会づくりを目指して」(仮称)

野沢 和弘 氏

平成24年12月4日(火)13:00から

千葉県青少年女性会館ホールにて

※障害者虐待防止法の施行に関連して講演会を開催します。どなたでも参加できます。

お申込み・お問い合わせは 千葉県身体障害者福祉協会まで



🌱🌱🌱 **今回は、県の《障害者就業・生活支援センター》** 🌱🌱🌱
を皆様にご紹介します。

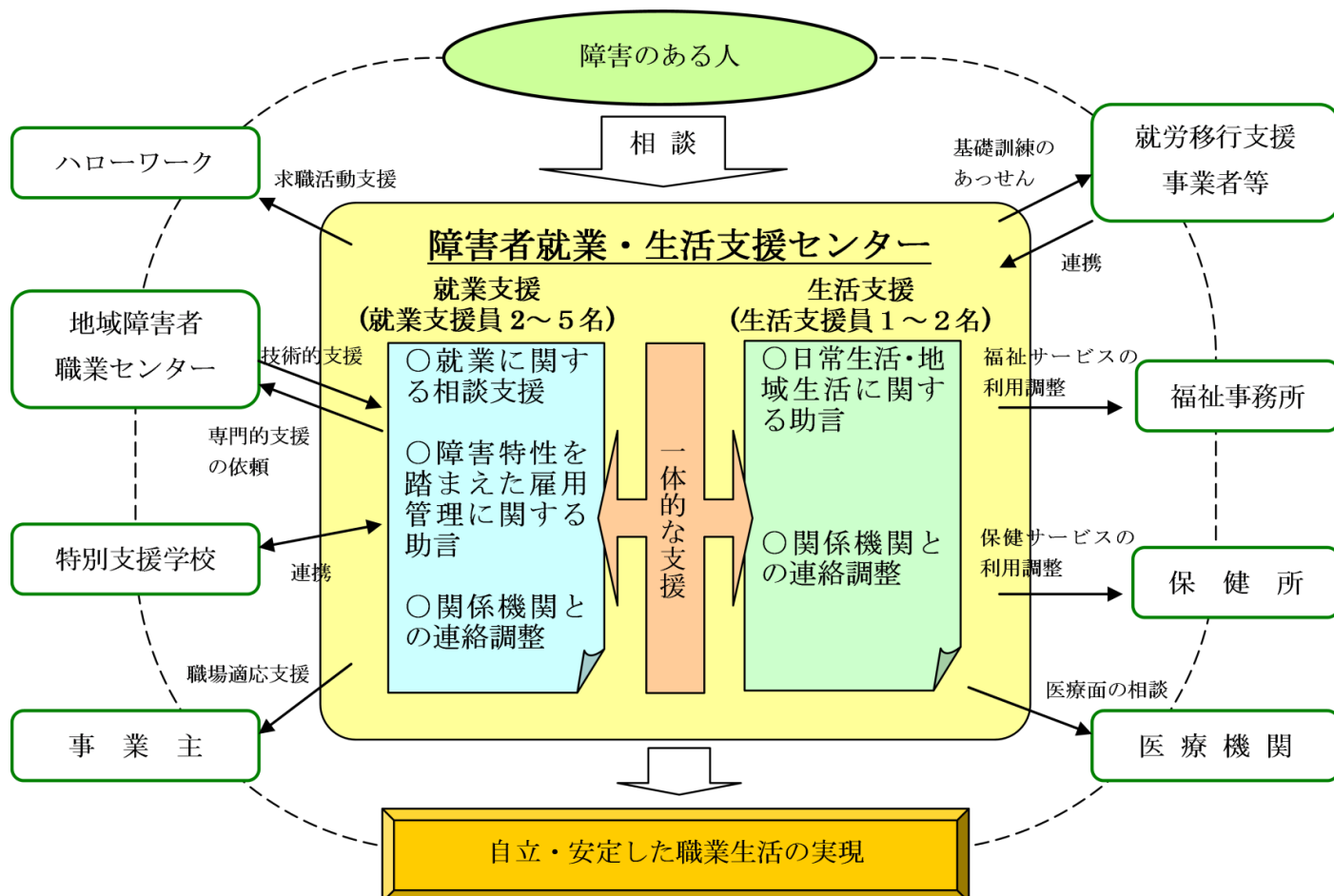
— 千葉県商工労働部産業人材課寄稿 —

障害者就業・生活支援センターは障害のある方の大きな味方です！

就職を希望されている障害のある方、または在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行っている機関が障害者就業・生活支援センター、略称「ナカポツ」（「ナカポツ」のこと）です。

このちょっと変な略称のナカポツ、現在は全国に315センター設置されていますが、千葉県は全障害保健福祉圏域に1か所ずつの計16センターを設置していて、これは大阪府の18センターに次いで全国第2位なのです。

そのナカポツの具体的な事業内容を、わかりやすく図にしたものが次のとおりです。



障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方やその保護者の方はもちろん、このような手帳がない障害のある方も、就業や生活のことで悩みこんでしまう前に、まずは最寄りのナカポツ（＝障害者就業・生活支援センター）にどうぞご相談ください。

優しい支援員が皆様を温かくお迎えします！



【障害者就業・生活支援センター】（千葉県）

障害保健福祉圏域 及び域内市町村名		名 称	法 人 名	所 在 地
千葉	千葉市	千葉障害者キャリアセンター	NPO法人 ワカ未来千葉	千葉市美浜区新港 43 ☎043-204-2386 FAX 043-246-7911
船橋	船橋市	大久保学園	(福) 大久保学園	船橋市大神保町 1359-7 船橋市光風みどり園内 ☎047-457-7380 FAX 047-457-7131
市川	市川市、浦安市	いちされん	NPO法人 いちされん	市川市東大和田 1-2-10 市川市分庁舎 C 棟内 ☎047-300-8630 FAX 047-300-8631
習志野	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市	あかね園	(福) あひるの会	習志野市茜浜 3-4-6 ☎047-452-2718 FAX 047-408-1050
松戸	松戸市、流山市、我孫子市	ビック・ハート 松戸	(福) 実のりの会	松戸市馬橋 3240-2 ☎047-343-8855 FAX 047-343-8860
柏	柏市	ビック・ハート 柏	(福) 実のりの会	柏市柏 1-1-11 ファミリかしわ 3F ☎04-7168-3003 FAX 04-7168-3006
野田	野田市	はーとふる	(福) はーとふる	野田市鶴奉 7-1 野田市役所内 ☎04-7124-0124 FAX 04-7124-0124
印旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、富里市、印西市、白井市、印旛郡	就職するなら 明朗塾	(福) 光明会	佐倉市鐺木仲田町 9-3 ☎043-235-7350 FAX 043-235-7351
香取	香取市、香取郡	香取就業センター	(福) ロザリオ の聖母会	香取郡多古町多古 694 ☎0479-74-8331 FAX 0479-74-8332
海浜	銚子市、旭市、匝瑳市	東総就業センター	(福) ロザリオ の聖母会	旭市野中 3825 ☎0479-60-0211 FAX 0479-60-0212
山武	東金市、山武市、山武郡	山武プリオ	(福) ワーナー ホーム	山武郡大網白里町細草 3221-4 ☎0475-77-6511 FAX 0475-77-3399
長生	茂原市、長生郡	長生プリオ	(福) ワーナー ホーム	茂原市六ツ野 2796-40 ☎0475-44-7797 FAX 0475-44-7798
夷隅	勝浦市、いすみ市、夷隅郡	夷隅プリオ	(福) ワーナー ホーム	いすみ市大原字東仲町 8748-5 ☎0470-62-6641 FAX 0470-62-6642
安房	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡	中里	(福) 安房広域 福祉会	館山市中里 291 ☎0470-20-7188 FAX 0470-28-2080
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	エール	NPO法人 ぼびあ	木更津市中央 1-16-12 サンライズ中央 1 F ☎0438-42-1201 FAX 0438-25-5250
市原	市原市	ふる里学舎地域 生活支援センター	(福) 佑啓会	市原市今富 1110-1 ☎0436-36-7762 FAX 0436-36-7612

企業などに義務付けの障害者雇用率が25年4月から引き上げられます！

厚生労働省は障害者の雇用の促進に関する法律を改正し、来年25年4月から企業における障害者雇用率（全従業員に対する障害者の割合）を現在の1.8%から2.0%へ15年ぶりに引き上げる予定であることを発表しました。

同時に、法定雇用率達成を義務付ける企業規模も従業員56人以上から50人以上とし、これにより、障害者の雇用を義務付けられる企業が全国で約9,000社以上増えるの見込まれています。

ということは、就労を希望される障害者にとって、今まで以上にチャンスが到来！ということになるのではないのでしょうか。

県産業人材課としましても、国の機関（千葉労働局やハローワークなど）と連携して、障害者の雇用促進にいっそう取り組んでまいります！

公益財団法人 千葉県肢体不自由児協会 「ボランティアの会」

「彼らのためにではなく、彼らとともに」をモットーにボランティアの会は平成 10 年に千葉県肢体不自由児協会のボランティア活動する人たちで結成されました。多いときには登録者数は 100 名を超えました。

昨年度の登録者数は 社会人 17 名 学生 29 名 計 46 名でしたが、1 年間を通して、だれもが何かしらの活動を行っているという実績はとても大きいものです。当協会の子どもたちを支援する活動の多くはこの「ボランティアの会」会員によって支えられています。社会人ボランティアの多くはすでに 10 年以上活動を継続しています。また、大学を卒業してからも仕事をしながら休日はボランティア活動を継続してくださっている方もたくさんいます。

特別支援学校の教師や、理学療法士になった方もいらっしゃる。後輩たちの指導にも積極的にあたってくださいます。



して牛久小学校区小域ネットワークの一員として、一般の地域の人達や障がい者団体の皆さんと活動しているところです。

平成 20 年からスタートして区域の学生、高齢者を対照に自分達の生活している通学路が安全であるか、また子供達や高齢者にも住みよい環境なのかを、心のバリアフリーの観点に立って点検し見直そうと提案し、大勢の賛成を得て『牛久小学校区バリアフリー探検隊』を編成しました。子供から主婦、高齢者 159 名が参加して通学路の改善や住民の皆さんによる支援のあり方の見直しの必要な体験を通して 2 年に渡っての活動でした。

平成 23 年には、65 歳以上の独居老人の方々の見守り安全を福祉小域ネットで調査をはじめたところで、見守りだけでなく買物代行を合せてとの声が多かったところで、アンケート調査をすべく段階になる頃に、市役所より厚労省のモデル事業「安心安全の見守り創造事業」を受けることになり、市の事業に乗って南総地区 3 万 7 千世帯を基本に実施する事に発展いたしました。

又、一方で南総地区街の中心である牛久駅周辺が高齢者や障がい者にやさしい街であるか『バリアのない街発見隊』を作り、道路の凸凹・U字溝の穴・電柱・歩道の点検をして、やさしい支え合いの気持ちを育みあう活動をしようと提唱し、2 ヶ月にわたり討議し、理解と協力を得て 9 月 1 日、10 月 10 日で延べ 112 名で小湊鉄道牛久駅周辺と国道 297 号と 409 号の 3 区画を視覚障害者や車椅子を体験しながら歩いて調査した結果

- ① 最も危険な個所 ② やや危険な個所
- ③ 地区民が協力し改善する等

3 つの観点に区分しました。牛久小学校区福祉小域ネットの会議に報告したところ、関係する行政に「要望書」を提出する事にしました。市原市長、千葉県土木事務所、小湊鉄道の 3 ヶ所に牛久小学校区福祉ネットワーク会長・高齢者障害部会・町会長会の連名で提出する運びとなりました。

このように、私達障害を持った当事者は素直に地域の中に入って、地区の中の一員として参加して一歩ずつ障がい者を知って頂き、積み重ねて理解の輪を広げ、そして仲間として信頼を生み、信頼を得る事により意見を聞いてもらえることをここ 10 年の中で取り組み、障害があっても楽しい毎日を過ごしております事に気づかせていただきます。

こうした陰に家族があり、障がい者団体の仲間の応援があればこそと感謝してやみません。有難うございます。



← 子供たちとの活動風景



ボランティア研修風景 →

学生は、授業を第一にアルバイトの時間を割いてボランティア活動に参加してくれています。

当協会では、ボランティアの会会員には、「手足の不自由な子どもたち」のよき理解者、支援者であってほしいと願っています。

市原市身体障害者福祉会 会長 佐藤通安

地域活動で元気に・・・。

「バリアフリー探検隊」・「バリアのない街発見隊」結成！

私達の街市原市は、高齢化社会に対応する為の政策として、市原市福祉計画を作成して、市民一人一人の心の通い合った向う三軒両隣作りをする為に、具体的活動方針を組み立てました。

小学校を単位とした 46 区域に分れ小域ネットと致しました。こうした目標は、市原市の地型が細長い地域として、商業地・工業地・田んぼ・畑地・山間ゴルフ場地と地域毎に市民のニーズがまちまちなので、小学校区毎に分れて手の届く福祉の実践単位としました。

こうした中で、私は市原市の南部になる牛久小学校区に住んでいる身体障害者です。

私が住んでいる地域で活動している事を報告させて頂きます。私は今は、高齢者障がい者部会の部長と